

輸出向けめろ輸出証明書及びめろ再輸出証明書の確認について

めろの漁獲証明制度は、めろの漁獲・貿易情報を収集することを目的として、1999年11月、第18回南極海洋生物資源保存管理委員会（CCAMLR）年次会合において採択されました。我が国では、この制度に基づき2000年5月8日からめろの輸出に必要な書類（めろ漁獲証明書又はめろ再輸出証明書）の確認を行ってきたところです。

2002年の第21回CCAMLR年次会合において、違法、無規制、無報告（IUU）船リストの作成と同リストに掲載された船に対する制裁措置、IUU船漁業対策に非協力的と特定された国に対する貿易関連措置を定めた保存管理措置及び漁獲証明制度の電子処理化（以下「電子漁獲証明制度」という。）の早期実現を図ることが採択されました。これに伴い、平成17年3月25日以降、めろの輸出（再輸出）に関する申請の際に、水産庁において輸出（再輸出）しようとするめろを漁獲した漁船がCCAMLRのIUU船リストに掲載されていないことについて確認することになり、また、電子漁獲証明制度による申請も可能となりました。

さらに、2008年の第27回CCAMLR年次会合においては、証明書の様式を2009年6月1日から変更（これまで1つの様式に含めていた漁獲証明と輸出証明をそれぞれ独立させ新たな様式とし、再輸出証明についても新様式に変更）することとされました。また、電子漁獲証明制度による処理についても、引き続き奨励されているところです。

この実施要領は、CCAMLRにおける最新の決定事項に従い、めろ輸出証明書又はめろ再輸出証明書の確認等にあたっての、必要な手続きを下記のとおり定めたものです。

なお、これら証明書の確認により、CCAMLR条約締約国への輸出又は再輸出の保証を水産庁及び確認者が与えるものではありませんので、ご注意下さい。

記

1 対象水産物

めろ（まじえらんあいなめ等（*Dissostichus* 属のものに限る。））

2 証明書の確認申請

CCAMLR 締約国向けにめろを輸出又は再輸出しようとする者（以下「申請者」という。）は、当該輸出又は再輸出荷口ごとに、以下の書類を添付して申請し、水産庁担当官からめろ輸出証明書又はめろ再輸出証明書の確認を受ける必要がある。

（1）輸出の場合

めろ輸出証明書確認申請書（別記様式1）

めろ輸出証明書（別記様式2）

めろの売買関係書類（売人買人双方の名称、売買年月日及び数量が確認できる書類とし、採捕者から申請者までの間の全ての売買関係書類の写しを添付するも

のとする。)

その他、水産庁担当官が、めろ輸出証明書に記載された内容を確認するために必要とする書類

(2) 再輸出の場合

めろ再輸出証明書確認申請書(別記様式3)

めろ再輸出証明書(別記様式4)

次のア、イのいずれかの書類

ア 再輸出しようとするめろが我が国に輸入された際に添付されていためろ輸出証明書の写し(めろ再輸出証明書が添付されていた場合は、当該めろ再輸出証明書の写しを含む。)

イ 再輸出しようとするめろが我が国に輸入された際に添付されていためろ輸出証明書(めろ再輸出証明書が添付されていた場合は、当該めろ再輸出証明書を含む。)が、CCAMLRの電子漁獲証明制度に基づく電磁的記録により作成されている場合における当該証明に記載された漁獲証明書文書番号(Catch Document Number)及び輸出番号(Original Export code)が確認できる書類(別記様式5)

再輸出しようとするめろが我が国に輸入された際に経済産業大臣の確認を受けた「めろを輸入する場合の確認申請書」(平成12年4月17日付け輸入注意事項12第28号の2の(1)の別紙様式1)の写し

CCAMLRのIUU船対策に係る確認書発行申請書(平成21年5月25日付け21水管第369号水産庁長官通知の別紙様式)の写し

めろの売買関係書類(売人買人双方の名称、売買年月日及び数量が確認できるものとし、再輸出しようとするめろを我が国に輸入した者から申請者までの間の全ての売買関係が確認できる書類の写しを添付するものとする。)

その他、水産庁担当官が、めろ再輸出証明書に記載された内容を確認するために必要とする書類

3 確認基準

水産庁は、申請者から、上記2の確認申請があったときは、遅滞なく当該申請の審査を開始するものとし、輸出(再輸出)しようとするめろを漁獲した漁船がCCAMLRのIUU船リストに掲載されておらず、かつ、申請に必要な書類が完備され、記載事項に不備がないものについては、水産庁において、めろ輸出証明書又はめろ再輸出証明書の確認を行うものとする。

上記以外の場合については、水産庁は、これらの証明書の確認を拒否し、適当な期間を定めた上で、申請者に対して当該申請にかかる書類の補正又は追加提出等を求めることができる。

4 提出先

水産庁漁政部加工流通課

〒 100-8907 東京都千代田区霞が関 1-2-1

TEL 03-3502-8111 (内線)6610

5 証明書の確認申請の受付日

毎週月曜日から金曜日までの午前 10時から正午まで